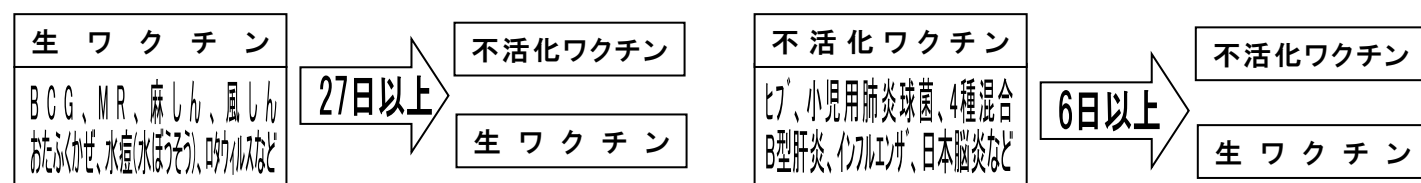


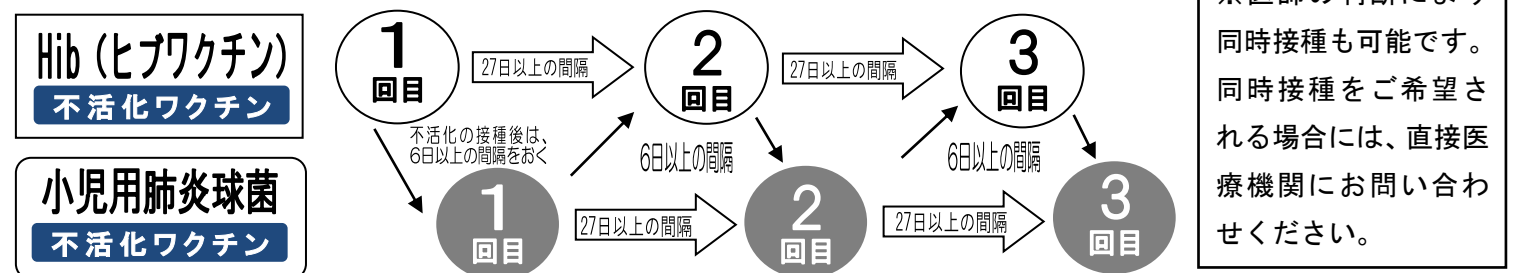
予防接種の標準的なスケジュール（あくまでも標準的な予定です。記載されている接種間隔で接種できなかった場合には、接種回数が変わることもありますので、必ずご相談ください。）

年齢	2 か 月 年	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	就 学 前	小 学 校				
Hib (ヒブワクチン) 不活化ワクチン ※接種開始年齢で回数異なります	①	②	③	27日以上の間隔			27日以上の間隔			④			初回接種終了後、7～13月の間隔						
小児用肺炎球菌 不活化ワクチン ※接種開始年齢で回数異なります	①	②	③	27日以上の間隔			27日以上の間隔			④			初回接種終了後、60日以上あけて 生後1歳以降に接種 (1歳～1歳3か月の間)						
B型肝炎 不活化ワクチン 3回接種	①	②	1回目から139日以上の間隔※						③	※139日以上の間隔:1回目の接種から20週後の同じ曜日 から3回目の接種が可能となります。 月曜日 1回目 → 火水木金土日・・・金土日 → 月曜日 3回目 20週後									
4種混合(百日せき ジフテリア破傷風不活化ポリ) 不活化ワクチン 初回3回、追加1回	①	②	③	20日以上の間隔			20日以上の間隔			④			1期初回接種終了後、1年～1年半の間						
BCG (結核) 生ワクチン 1回接種					①				生後5か月～生後8か月未満										
MR(麻しん風しん混合) 生ワクチン 1期(1回)、2期(1回)												①	1期:1歳～2歳未満		②	2期:小学校就学前の1年間			
水痘(水ぼうそう) 生ワクチン 初回(1回)、追加(1回)												①	②	初回1回:1歳～1歳3か月の間 追加1回:初回接種終了後6か月～1年の間隔					
日本脳炎 不活化ワクチン 1期初回2回・追加1回、2期1回												①	②	③	1期 初回2回(6日以上の間隔) 追加1回(おおむね1年後)		④	2期	

参考:異なる種類のワクチンを接種する場合の接種間隔



参考:同じ予防接種と異なる予防接種との接種間隔の組み合わせについて



令和2年度 茂原市予防接種(小児)のお知らせ

◇◇定期予防接種◇◇

定期予防接種とは、国が保護者に対し努力義務として定めた予防接種です。全ての予防接種が契約医療機関(別紙参照)で接種する個別予防接種となり、定期接種の対象期間中は無料で接種ができます。

※尚、令和2年8月生まれ以降の方からロタウイルスワクチンが10月1日より定期接種となる予定です。対象者には市より個別通知をする予定です。

〇〇予防接種を受けるための注意事項〇〇 持ち物 ①母子健康手帳 ②予診票

- 原則として、住民登録のある市町村で接種することになっております。
- 冊子『予防接種と子どもの健康』の予防接種に関する重要事項(接種年齢、予防接種の効果、副反応、健康被害救済制度など)を接種する前に必ずお読みください。
- 内服中の薬がある場合や気になる症状等がある時は、かかりつけの医師にご相談ください。
 - (1) おたふくかぜ、水ぼうそう、風しん等の病気が治って1か月以内の方
 - (2) 発熱や下痢をしている場合 ※37.5℃以上の場合は接種できません。
 - (3) 2~3か月以内にけいれん(ひきつけ)を起こした場合
 また、平熱が37度以上の場合には、2~3日前から体温を測定し、予診票の裏面に日付、測定時間、体温を記入するようにしてください。
- 直接医療機関にお申し込みください。医療機関の指定した日に接種します。休診日の前日は接種できない場合があります。
- 茂原市外のかかりつけの医師で個別予防接種を希望する場合は、『千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業』に参加している医療機関(医師)での接種となりますので、お問い合わせください。

※必ず保護者(父母、親権者、後見人)がお連れください。

特別な理由により保護者以外がお連れする場合は、必ず事前に健康管理課へご連絡ください。

保護者の方以外がお連れする場合は委任状が必要となり、保護者のサインも必要となります。

【長期療養者に対する定期予防接種の機会の確保について】

長期療養者(免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病などにかかり、やむを得ず定期の予防接種ができなかった者)が快復し主治医から予防接種の許可を得た場合、定期予防接種を行うことができます。詳しくはお問い合わせください。

その他、右記のQRコードから予防接種に関する情報をお伝えしています。

大切な命を守り育てるために、自分達にも出来ること。

それが「予防接種」です。

予防接種で防げる病気は予防接種で予防していきましょう。



予防接種に関するお問い合わせ

[住所] 〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地 茂原市役所 健康管理課

[電話] 0475(20)1574 [FAX] 0475(20)1600

[電子メール] kenkou@city.mobara.chiba.jp

予防接種予診票の配付時期

【予防接種名】	【配付時期と配付方法】	出生時	10か月頃	3歳になった翌月	小学校就学前(4月上旬頃)
		窓口	郵送	郵送	郵送
定期 ヒブワクチン(初回接種) 生後2か月~7か月未満の場合、27~56日の間隔で3回接種		○			
定期 小児用肺炎球菌(初回接種) 生後2か月~7か月未満の場合、27日以上の間隔で3回接種		○			
定期 B型肝炎 対象者:1歳未満 標準として生後2か月~9か月未満で3回接種		○			
定期 4種混合:百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(初回接種) 対象者:生後3か月~7歳6か月未満 20~56日の間隔で3回接種		○			
定期 BCG 対象者:1歳未満 標準として生後5か月~8か月未満で1回接種		○			
定期 ヒブワクチン(追加接種) 生後2か月~7か月未満の場合 初回接種終了後、7~13月の間隔で1回接種		○	○		
定期 小児用肺炎球菌(追加接種) 生後2か月~7か月未満の場合 初回接種終了後60日以上あけて、生後1歳以降に1回接種		○	○		
定期 MR(1期) 対象者:1歳~2歳未満で1回接種 ※2歳になると対象になりません			○		
定期 水痘 ※水痘に罹患した場合は、定期予防接種対象外です。 対象者:1歳~3歳未満で2回接種 ※3歳になると対象になりません			○		
定期 4種混合:百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(追加接種) 初回接種終了後概ね1年以上あけて1年半位までの間に1回接種			○		
定期 日本脳炎(1期初回、追加) 対象者:生後6か月~7歳6か月未満 標準として3歳で2回接種、4歳で1回接種 ※2期は9歳~13歳未満				○	
定期 MR(2期) 対象者:5歳~7歳未満の方で、小学校就学前の1年間にある方					○

郵送時、初回3回の接種が市で確認できない場合、郵送できません。初回接種終了後母子健康手帳を持参し、健康管理課窓口に取りに来てください。

※紛失や再発行、その他 窓口にて予診票を申請する場合には、母子健康手帳が必要です。

※予防接種予診票は、平成31年4月から様式が変更になりました。旧予診票(色紙予診票)は使用できませんのでお手元にある方は健康管理課窓口にて交換をしてください。持ち物:母子健康手帳・旧予診票(色紙予診票)

【B型肝炎ワクチンについて】

*母子感染予防のために、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は、定期接種の対象外となります。

*ラテックス過敏症(注)の心配のある場合には、医療機関へ予約する際に「ビームゲンでの接種を希望」とお伝えください。注:ラテックス過敏症とは、天然ゴムの製品に対する即時型の過敏症です。ラテックス製の手袋を使用時にアレルギー反応が見られた場合に疑います。